

「株式会社ゆうちょ銀行の新規業務に関する届出制の運用に係る
郵政民営化委員会の方針案に対する意見募集」に対する意見

一般社団法人 第二地方銀行協会

1. 基本認識

私どもは、予ねてより、郵政民営化法の基本理念（「同種の業務を営む事業者との対等な競争条件を確保するための措置を講じる」等）を踏まえ、国民経済的観点から真に望ましい郵政民営化を実現するためには、ゆうちょ銀行について、①バランスシートの規模の縮小、②公平な競争条件の確保、③利用者保護の徹底、④金融システムの安定、⑤民間金融システムへの融和、が重要であると主張してきた。

足元では、日本郵政によるゆうちょ銀行株式の一部売却等により、その保有割合は 49.9%程度になる見込みであるものの、郵政民営化法では「その全部を処分することを目指す」と定められており、現状は完全民営化に向けた移行段階にある。株式売却が進んだとはいえ、依然として国の間接出資が残る状態が継続していることに変わりはなく、民間金融機関との公平な競争条件が確保されていないと認識している。

今回のゆうちょ銀行株式の一部売却等により、新規業務が認可制から届出制に移行されると理解しているが、政府の間接的な出資が残り、公平な競争条件が確保されていない状態が継続している以上、新規業務は認められるべきではない。郵政民営化法において完全民営化を目指すとされていることを踏まえれば、まずは、完全民営化への道筋が具体的に示され、その確実な実行が担保されることが必要であり、それなしに新規業務は認められるべきではない。

ゆうちょ銀行の新規業務については、認可制から届出制に移行した場合でも、「他の金融機関等との間の適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害することのないよう特に配慮しなければならない」と郵政民営化法に規定されている。加えて、2012 年（平成 24 年）の郵政民営化法改正時の附帯決議（参考参照）においても、新規業務に係る届出制は単なる届出制ではないとされ、政府及び郵政民営化委員会による二重のチェックが有効に機能することや、関係する業界団体が意見を述べる機会を確保すること等が求められている。

届出制移行後における郵政民営化委員会の調査審議は、こうした点を踏まえて行われるべきであると考ええる。

<参考>

(平成 24 年 4 月 11 日衆議院郵政改革に関する特別委員会)

・日本郵政株式会社が金融二社の株式の二分の一以上を処分した後の金融二社の新規業務等に係る届出制が、単なる届出ではなく、他の金融機関等との間の競争関係への配慮義務並びに郵政民営化委員会への通知義務を課すとともに、内閣総理大臣及び総務大臣による監督上の命令の対象としていることに鑑み、これらの規定に基づく政府及び郵政民営化委員会による二重のチェックが有効に機能することとなるよう、制度の適切な運用に努めること。

(平成 24 年 4 月 26 日参議院総務委員会)

・日本郵政株式会社が金融二社の株式の二分の一以上を処分した後の金融二社の新規業務等に係る届出制が、単なる届出ではなく、他の金融機関等との間の競争関係への配慮義務及び郵政民営化委員会への通知義務を課すとともに、内閣総理大臣及び総務大臣による監督上の命令の対象としていることに鑑み、これらの規定に基づく郵政民営化委員会による対等な競争条件の確保等のための事前検証・評価、関係大臣による是正命令権限が有効に機能することとなるよう、制度の適切な運用に努めること。このため、郵政民営化委員会の委員には、真に公平・中立な第三者を選任することとし、郵政民営化委員会は、必要に応じ利用者代表及び関係する業界団体が意見を述べる機会を確保するなど、公平・中立な機関として運営すること。

2. 新規業務に関する調査審議の方針

当業態としては、上記の基本認識の下、郵政民営化委員会の調査審議において以下の取組みが実施されるよう要望する。

- ① 方針では、「届出事項に関して、ゆうちょ銀行が他の金融機関等との間の適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害することがないかを確認する必要がある場合には、速やかに調査審議を行う」とされているが、郵政民営化法において配慮義務が規定されている趣旨に鑑みれば、郵政民営化委員会における調査審議は必ず行うべきである。また、調査審議の内容およびその結果・理由について公表すべきである。
- ② 方針では、「外部からの意見を聴取することが適当であると判断した場合は、意見聴取（陳述又は文書）を実施する」とされているが、附帯決議や郵政民営化法において配慮義務が規定されている趣旨に鑑みれば、民間金融機関等からの意見聴取は必ず行うべきである。
- ③ 方針では、「必要があると認めるときは、郵政民営化推進本部長を通じて関係大臣に述べる意見を作成して公表する」とされているが、郵政民営化法において期待されている郵政民営化委員会の役割を踏まえれば、関係大臣への意見の提出は必ず行うべきである。

以 上